

平成26年度京都市防災会議専門委員会原子力部会（第1回） 議事録

■開催日時

平成26年10月27日（月） 午後2時～午後4時

■開催場所

京都市消防局本部庁舎7階 作戦室

■出席者等（敬称略）

（専門委員会 原子力部会会員6人）◎ 部会長

氏 名	職 名	分 野	出欠
◎土岐 憲三	立命館大学衣笠総合研究機構教授	地震工学	出席
三島嘉一郎	京都大学名誉教授	原子炉工学	出席
古賀 妙子	元近畿大学教授	放射線管理工学	出席
大野 和子	京都医療科学大学教授	放射線管理	出席
石川 裕彦	京都大学防災研究所教授	応用気象学，気象災害	出席
藤川 陽子	京都大学原子炉実験所准教授	環境工学，放射線の土壌への影響	出席

（京都市）

職 名	氏 名
危機管理監	高城 順一
行財政局 理事	荒木 俊晴
行財政局 防災危機管理室長	吉田 不二男
行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長	浅野 浩司

○事務局 行財政局 防災危機管理室

■次 第

1 開会

あいさつ 理事

2 報告

（1）京都市地域防災計画 原子力災害対策編の運用状況について

3 議題

（2）京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正について

4 意見交換

5 閉会

あいさつ 危機管理監

■会議概要

1 開 会

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

失礼します。それでは、ただいまから平成26年度京都市防災会議専門委員会第1回原子力部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私、本日の進行を務めさせていただきます、京都市行財政局防災危機管理室で原子力災害対策の担当をしております浅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本来、委員の先生の皆様方をご紹介させていただくべきところでございますけども、お配りしております出席者名簿をもってかえさせていただきますたく存じます。なお、石川委員におかれましては、所用のため少しおくれてご到着になるということを承っております。

また、本市の高城危機管理監は現在京都市会の本会議のほうへ出席をしておりますので、閉会后直ちにこちらのほうに参る予定となっております。大変恐縮ですが、ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、荒木行財政局理事からごあいさつを申し上げます。

理事あいさつ

○事務局（行財政局 理事 荒木）

どうも失礼いたします。行財政局の荒木でございます。

先生方には大変お忙しい中、また少し足元の悪い中ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

今、司会が申しましたけれども、本来でしたら危機管理監の高城が出席をしてごあいさつ申し上げるべきところなんですけれども、本日は京都市会の最終本会議ということで審議が継続しております。審議が終わり次第、直ちにこちらに出席させていただきますので、どうかご了承のほどよろしくお願いいたします。

先生方には既にご承知のことばかりなんですけれども、今年の7月に原子力発電所のいわゆる新規制基準が施行されたところがございます。関西電力の大飯原子力発電所を初め、全国の10の電力事業者から適合審査の申請が行われ、現在は国の規制委員会において新たな知見をもとにした基準地震動でありますとか、あるいは津波について審査が行われているという状況でございます。

その一番手といたしまして、7月16日に鹿児島県内の川内原発が、いわゆる審査書案が了承されたということで、次の段階に移行しているというところがございます。

また、7月16日の翌日ですけれども、30日間にわたるパブリックコメントが実施されまして、約1万8,000もの意見が寄せられたというところで大変国民的な関心が高いという状況がうかがえる、そんなところがございます。

国ではエネルギーの基本計画に基づき川内原発の再稼働を進めるとの方針が示されまして、これに基づき、現在は、川内原発の適合審査の結果や、あるいは原子力政策について地元の同意を得るべく、国も挙げて説明会が行われているというところがございます。これまでに延べ5回の説明会が開催され、地元の住民の方々からはさまざまな意見が出されるというような報道がされておまして、我々といいたしましてもその状況や推移を見守っているところでございます。

本市といたしましても、原発の再稼働につきましては新規制基準の厳格な適用はもとより、再稼働の判断を行う場合には、地元を初め、関係自治体に対しても審査結果の説明を尽くした上で十分な理解を求めるよう国に対して強く要望しているところでございます。

また、一方、UPZの防護対策の検討に当たりましては、国において今後の検討課題とされているところでございますけれども、市民生活の安心と安全を確保するため、プルームの影響を考慮した防護対策の在り方などについて早急に具体的な対応が示されるよう、今後とも国に申し入れていくところでございます。

本市では、原子力災害対策に係る地域防災計画を平成25年3月に策定いたしまして、以来、専門委員の先生方のご指導をいただきながら、ハード及びソフトの両面にわたりまして対策の強化や毎年現地での原子力防災訓練に取り組んでまいりました。今後とも専門委員の先生方のご意見を賜りながら、科学的な知見に基づいた、実効性のある計画にしていきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

本日は大変限られた時間でございますけれども、先生方の活発なご議論をお願い申し上げまして開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

それでは、会議に入らせていただきます前にお配りをしております資料の確認をさせていただきます。

クリップ留めをした資料で、上のほうから順に申し上げます。まず、一番上が次第でございます。続きまして、本日の出席者名簿、それから、この会場の配席図でございます。次に、右肩、資料1とございまして、「京都市地域防災計画 原子力災害対策編の運用状況について」。それから、右肩、資料2といたしまして「『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』の修正等について」というとじ込みです。あとは別添の資料で、まず別添1「環境放射線モニタリングの実施状況」。それから、次、横組みになりますが、別添2で「京都市地域防災計画 原子力災害対策編 新旧対照表」でございます。次に、同じく横組みで、別添3「原子力災害避難計画 新旧対照表」でございます。それからまた、今度は縦組みになりまして、別添4「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領(案)」でございます。

次に、参考資料といたしまして、緑色のフラットファイルのほうにとじ込みをさせていただいておりますが、参考資料1-1ですね。こちらが環境放射線モニタリングの実施結果の空間放射線量率に係るものでございます。次に、インデックスがございまして、参考資料1-2、こちらのほうが農産物に係る環境放射線のモニタリング調査の結果でございます。次に、参考資料1-3、こちらが水道水に係るモニタリング検査の結果でございます。それから、参考資料1-4でございます。こちらは河川水及び底質土に係るモニタリング検査の結果でございます。次に、参考資料2といたしまして、「原子力災害対策指針」でございます。それから、参考資料3で「安定ヨウ素剤の配付・服用にあたって」という原子力規制庁の文書でございます。最後に「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」をお配りをしております。

ご確認をいただきまして、何か不足等ございましたら事務局のほうへおっしゃってください。よろしいでしょうか。

またお気づきのことがございましたらおっしゃっていただくことといたしまして、先へ進めさせていただきます。

それでは、部会の会議に移らせていただきます。

部会の会議につきましては、京都市防災会議専門委員会要綱に基づきまして、土岐部会長に座長として進行をお願いしたいと存じます。

土岐部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○土岐部会長

はい。それでは、仰せでございますので進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それで、始める前に1つ。先ほどの荒木さんからのごあいさつの中で川内原発で1万8,000ほどのパブリックコメントが届いたというお話だったんですが、それは全国でしょうね。

○事務局（行財政局 理事 荒木）

はい、全国です。

○土岐部会長

それで、お尋ねしたいのは、どのぐらいの範囲の地域というのがちょっと定かではないと思いますが、原発の地域の人々のコメントの割合と全国からのコメントの割合がどんなものなんでしょうか。全く私は検討がつかないんですが。いきなりこんなことを尋ねて多分答えは出ないと思ってますけれど。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

公表されてますが、総数、約1万7,000通の意見が寄せられたとしか出ておりませんで、その内訳というのも今知り得る状況にはございません。

○土岐部会長

わからない。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

はい。

○事務局（行財政局 理事 荒木）

恐らく、匿名のパブリックコメントもたくさんあると思いますので。

○土岐部会長

ああ、匿名。

○事務局（行財政局 理事 荒木）

はい。

○土岐部会長

どこの誰か分からないということですか。

○事務局（行財政局 理事 荒木）

はい。

○土岐部会長

場所も分からないのですか。

○事務局（行財政局 理事 荒木）

そうですね。

○土岐部会長

どのぐらいの割合なのか気になりますね。五分五分なのか七・三なのか。分からないようでしたら仕様がございませんね。分かりました。結構でございます。

2 報告

(1) 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の運用状況について

○土岐部会長

さて、それでは、議事に入らせていただきます。

まずは、資料にあります議事次第の報告というところから始めます。

まず(1)。これについてご説明をお願いいたします。

○事務局(行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野)

はい。それでは、報告事項ということで平成26年度京都市地域防災計画 原子力災害対策編の運用状況についてご説明申し上げます。以後、恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

お配りの資料の右肩、資料1とございます。京都市地域防災計画 原子力災害対策編の運用状況をごらんください。

まず1番目、環境放射線モニタリングについてでございます。

環境放射線モニタリングは、環境放射線モニタリング計画及び水道対策計画に基づきまして、大気、水道水及び水道原水、農産物、河川水及び底質土の放射線量率や放射性物質の測定を定期的に実施しているものでございます。詳しくは、別添1「環境放射線モニタリングの実施状況」という資料をごらんください。

別添1の1ページ目、こちらのほうが空間放射線量率でございます。

こちらは大気中の放射線量を測定するもので、表にございますように、市内3箇所のモニタリングポストで行います1分ごとの自動・連続測定と、市内5箇所で可搬式のシンチレーションサーベイメータを用いて毎週木曜日の午前10時に行っております定期測定を実施をしております。

今年の4月から10月までの測定結果といたしましては、雨が降ったときに一時的に若干高めの数値が記録をされるということもございましたが、その程度は大変わずかなものでございまして、大気中に含まれる天然の放射性核種が雨とともに降下したことによるものと推測しております。環境に対する影響が生じるレベルのものではないというふうに認識をいたしております。

次に農産物につきましては、市内各地で採取をいたしました農産物を毎月1品目ずつ衛生環境研究所において検査をし、放射性ヨウ素131、それから放射性セシウムが134と137について測定をいたしております。今年の4月から9月に検査をいたしましたタケノコ、ハウレンソウなど6品目につきましては、放射性物質は検出をされておられません。

次に、2ページ目をお開きください。水道水でございます。

水道水につきましては、水道事業及び地域水道事業につきまして水道水と水道原水を、琵琶湖疎水第2疎水の取水口や各浄水場など、この表に記載の場所で採取をして、放射性ヨウ素、それから放射性セシウムについて検査をいたしております。今年4月から10月までの検査では、いずれも放射性物質は検出をされておられません。

次に、河川水及び底質土でございます。

こちらは、表に記載の市内6河川7箇所で河川水と底質土を採取をいたしまして、同じく放射性ヨウ素と放射性セシウムを検査をしております。今年の検査は9月30日に実施をいたしまして、いずれの箇所からも放射性物質は検出をされておられません。

これまで申し上げてまいりました各検査結果の詳細につきましては、緑色のファイルのほうにとじ込んでございます。参考資料1-1から1-4のほうに詳しく各回の測定数値を記載しておりますの

で、後ほどまたごらんいただきたいと存じます。

続きまして、別添1の3ページをごらんいただきますようお願いいたします。

2番目、測定結果及び公表でございます。

環境放射線モニタリングの測定結果につきましては、検査後速やかに京都市のホームページに掲載をいたしまして公表しております。

次に、大変あちこち飛んで申しわけございませんが、資料1のほうにお戻りをいただきたいと思っております。

「(2) 環境放射線モニタリング体制の充実」についてでございますが、こちらは、測定機器の信頼性を維持するために行っております機器の校正でございます。京都市は、現在、NaIシンチレーションサーベイメータ8台を保有をしております、9月の中旬から順次校正を実施いたしております。

次に、2番、「避難活動体制の整備」の(1) 原子力災害避難計画に基づくUPZ3地域の避難マニュアルの修正についてでございます。

本市のUPZ3地域では、地元の住民の皆様が中心となって避難時の連絡網や集合場所、車の乗り合い、要配慮者の支援などについて定めた避難マニュアルをそれぞれ作成をいたしております。このマニュアルを実効あるものとするために、毎年、地域の役員さんの交代でありますとか住民の転入転出など、そういった最新の事情を把握をいたしましてこのマニュアルの修正をしていただいているというものでございます。

次に、その下、(2) 原子力防災訓練の実施についてでございます。

これは先ほどの避難マニュアルを活用した情報の伝達と避難時集合場所までの移動の訓練でございます、今年は9月7日に左京区の広河原地域、同じく9月20日には左京区の久多地域で訓練を実施をいたしました。両地域ともそれぞれ100人程度の人口なんですけれども、その中の半数以上の方々に訓練にご参加をいただきました。また、実際ご参加いただいている方々を拝見をいたしますと、歩行が非常に困難な高齢者の方々もご家族や地域の方々に支えられて参加をしていただいているということがございまして、まだまだ地域のつながりとか支え合いがしっかりと機能しているということを実感させていただいたというところでもございます。

訓練会場のほうでは、GM計数管式サーベイメータを用いまして実際に汚染検査を体験していただいたり、健康調査を実地に体験いただくと同時に、会場内には除染設備、それから原子力防災に関するパネルなども展示をいたしまして、そういったものの見学もしていただくことができました。

また、次の項目、3番目のほうに記載をしておりますが、訓練に引き続きまして、大野委員に講師をお願いいたしまして、放射線や原子力災害に関する講習会を開催をさせていただきました。

原子力防災は住民の皆様にとりましてまだまだなじみのないものでございますので、こういった機会を重ねることによって少しずつでも理解が深まるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の訓練には、大変遠いところにもかかわらず、三島委員、それから石川委員にもご出席をいただいております。訓練をより効果のあるものにしていくために専門家の先生方にごらんをいただきまして、いろいろとご意見を賜るということは大変有意義なことというふうに私どもも認識をしております、ありがたく存じております。

次に、1ページ目、一番下、3番の原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発についてでございます。

(1) 市民向けの啓発パンフレットの配布につきましては、昨年度末に本部会の各委員の先生方に

意見照会の形で監修もしていただきまして「京都市の原子力防災」というパンフレットを1万3,000部作成をいたしまして、UPZについては全ての世帯に配布をさせていただいております。

また、放射線や原子力防災につきまして広く市民の皆様にご知っていただくということが大変重要と認識をしておりますことから、市内全域の消防団、それから自主防災会を通じて回覧をしましたり、市役所や区役所、消防署などでお配りをするということとあわせて、ホームページにも掲載をさせていただいているというところでございます。

次に、2ページをごらんください。

(2) 住民に対する原子力防災に関する普及・啓発につきましては、先ほど訓練のところでも触れましたように、久多地域、広河原地域での訓練後に大野委員を講師にお迎えをいたしまして、「正しい放射線の理解について」というテーマで講習会を実施をいたしました。

最後に、4番、防災業務関係者の育成でございます。

防災業務関係者に対する研修につきましては、国が自治体の防災業務関係者の育成を支援するために実施をしております研修を受講したものでございます。6月に区役所の職員1名が受講をいたしておりますが、この11月には京都府が実施をいたします被ばく医療の講習会もございまして、そちらのほうにも本市職員1名が参加をする予定となっております。

原子力災害時の防災業務に従事をする職員にあつては、放射線の防護やスクリーニング、それから安定ヨウ素剤の予防服用などについて知識や技術を身につけるということが大変重要と考えておりますので、今後とも機会を見つけて職員の研修受講等を積極的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

平成26年度京都市の地域防災計画 原子力災害対策編の運用状況についての報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○土岐部会長

はい、ありがとうございます。ただいまご報告いただきました内容について何か御意見はございますでしょうか。遠慮なくご発言ください。

○土岐部会長

はい、どうぞ。

○藤川委員

環境放射線モニタリングの実施について詳細な結果をお示しいただいてありがとうございます。

それで、ちょっとだけこういうふうにしたらということがありまして、お取り上げになるかどうかはそちらのご判断でいいんですが、いろんなモニタリングの実施方法ですね。例えば文科省のマニュアルの何とかに準拠しているとか、そういうのを書いておいていただきたいというのが1点でございます。

あと、これは余分な仕事になるかもしれませんが必ずとは言いかねるんですけども、ヨウ素、セシウムについて結果をお示しいただいておりますが、内部資料という形でも結構なので、自然放射性物質としてカリウム40が、必ず検出されると思いますので、この値を内部資料としてでもとっておいていただくと、後々説明が非常にやりやすい。もし仮に、例えば、どんな形であれ、放射性物質のうちこのヨウ素とかセシウムが出てきたときに、これが自然の放射性物質に対してどれぐらいなんだろうということがわかると、理解の促進と言いますか、説明がしやすくなるということがあります。例えば、この1 Bq/Lが大きいのか小さいのかですね。カリウム40だともっと自然放射性物質としてたくさん存在するということが分かれば、場合によっては市民は安心されるということもあります。

○土岐部会長

はい、ありがとうございました。ただいまのご発言に何か加えていただくことがあればどうぞ。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

1点目、モニタリングの実施方法につきまして、それをこちらのほうにどういう方法でやったかということを書くということにつきましては、ちょっと調べまして、対応できるところからやってまいりたいというふうに思います。

それと2点目、おっしゃっていただきましたカリウム40の測定につきましては、それぞれ所管の部のほうで体制を組みながら実施しておりまして、予算の関係等もいろいろ出てまいりますので、一度課題として頂戴をして内部で検討させていただくようにしたいと思います。

○藤川委員

はい。ほとんど手間はかからずに、同じスペクトルの中に出ていると思います。

○事務局（行財政局 防災危機管理室長 吉田）

それは、そのスペクトル中にカリウム40がどれだけ出ているかということですね。

○藤川委員

はい。一つのデータの中にカリウム40の結果も自動的に検出されていると思います。

○事務局（行財政局 防災危機管理室長 吉田）

それは、公表するかはまた別にして、内部的にデータとして蓄積していくということで、検討してまいります。

○藤川委員

はい。

○土岐部会長

はい、どうぞ。

○古賀委員

資料1の1の（2）の校正ですが、測定器の校正をされているんですが、これは自分のところでされているのか、それかもう他社に頼んでされているのか、どういうふうな方法でされているのかというのが1点と、それから、今の藤川先生と共通するんですが、別添1の一番最後のところで「毎月1品ずつ放射性物質を測定したところ、検出されなかった。」というふうに掲載されていますが、実際、自然放射性核種は出てますので「自然放射性核種のみで、人工放射性核種については検出されなかった」というふうな書き方をしていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

○土岐部会長

はい、ありがとうございました。いいですね。きちんと書いたほうがいいというご意見ですからね。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

はい。校正につきましては、測定機器の業者、メーカーのほうに依頼をいたしまして毎年校正をしているということでございます。

それと、今、部会長からもおっしゃっていただきましたけども、書きぶりにつきましては対応させていただくように考えてまいります。

○土岐部会長

どうぞ。

○三島委員

2 番目なんですけども、防災訓練を見学させていただいてちょっと思ったんですが、こういうふうに住民の方の避難訓練を定期的にやられるというのは大変重要だと思うんですね。ただ、こういう防災計画ができてあまり年月がたっていないということで、いろいろやられてみて改善すべき点というのか、そういうものがあるのではないかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。訓練の後、反省会等を行われて、この防災計画に反省を生かすような、そういうところがあったのかどうかをお聞きしたいのですが。

○土岐部会長

どうぞ。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

おっしゃいますように、今年の訓練で3回目なんです。平成24年に暫定計画の時代に左京で始めて、計画ができてから右京、今年の左京というふうに3回目になります。ただ、いずれの訓練も、当初からつくってありました地域の避難マニュアルを実効性あるものとして機能するかどうかというところで情報伝達と実際の避難時集合場所までの移動というところに重きを置きまして実施しております。あとは、大野先生に毎年お世話になっております、啓発的な意味合いの講習会を訓練後に開催しております。実は、これまでの訓練では消防等が中心になって実施してはいますが。もちろん区役所、出張所の職員も行っていたんですけども、実際の緊急時に地元のほうで京都市の機関がどのように動いていくのかというところがまだ余りはっきりしていなかったということがございます。それで、次の議題にございますけれども、スクリーニングや除染等につきまして一定体制を固めた上で、今後は備えていくことになってまいりますので、これまでから積み重ねてまいりました地域住民の皆さんの動きに連動する形で京都市側の動きについても訓練の中で高めていくということが今後の課題と思っております。

○土岐部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○大野委員

この訓練のことで私からもちょっと提案をさせていただきたいことがあります。

今の三島委員もおっしゃいましたように、やはり決めたことをやって、それでよしとするというように形ですと、今までの多くの訓練、原発地域のところで実効性がなかったということの繰り返しになってしまいますので、ぜひ現地の方を巻き込んで、それでよかったのかという検証を行っていただきたい。私は災害の専門家ではありませんが、昨年度お邪魔をさせていただいた右京区のUPZの地域は割合と町なかというか、平坦な地域でしたけれども、今回の久多は集合場所の後ろが大雨で崖崩れをおこしてしまいましたですね。そして、その横の道路が川沿いで、橋を渡って来なければいけないようなところを避難時集合場所にして大丈夫なのかということもあります。ただ、そのほかに土地があんまりなさそうなんですけれども、でしたら、とりあえず集まる場所は、広っぱのようなところなんかがございましたですね。レクリエーションセンターみたいなところがありましたので、むしろそこのほうがいいのかと思いました。そこはその分野の専門でないのでもわかりませんが、ぜひ、こう決めたからというのではなく、実効性のあるものとなるような計画等を検討していただいたらというふうに思いました。

それから、私が昨年右京区でお話をさせていただいたときには割と大人の住民ばかり来てくださったんですけども、こういう100人ぐらいしかいないところになりますと、恐らくイベントがほとんどないので、イベントだという感覚で参加されるのはありがたいんですけども、一家総出でいら

っしゃいます。そうすると、幼稚園児から90歳ぐらいの方までにまとめてレクチャーをするというのは、これは余りにも年齢層が広がりますので、広河原のほうは何を言っているのかわかってもらえないような小学生たちも最後までつき合わされるというのでちょっと酷だなと感じました。来年も講習会を実施するのであれば、子供たちがおもしろくないと言うかもしれない。そうすると、両親も子供が行かないなら家に置いていけないから来ないとかですね。そういったことにならないように、こういう小さい集落で今後も講習会をお続けになるのであれば、ある程度年齢の幅を区切ったというか、地域のサイエンスフェスタなどでよく子供向け、大人向けとかとやってますけれども、そういう手厚い配慮も必要なのかなというふうに思いました。多分、この同じ内容で続けると、子供の不満と高齢者の不満が出るので、参加率が落ちていくんじゃないかなというふうには思いました。よろしく願いいたします。

○土岐部会長

どうぞ。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

もうおっしゃるとおりでございます。UPZの地域ということで、特に今年行っていただきました久多にしろ広河原にしろ、大変山合いの厳しいところでございますので、なかなか避難時の集合場所といいましても制約はあるんですが、ただ、おっしゃるところに加えて、あと出張所等も集合場所に指定しております。

訓練につきましては、毎年開催をいたします前に区役所と一緒に足を運びまして、地域の方々にはどういう形で訓練を実施していくかということの説明させていただいております。そんなに長い時間ではありませんが、議論しながらやってはきておりますけども、先生おっしゃいますことは誠にごもっともなお話ですし、なかなか難しいところもございますけども、今後どういう形でこの原子力防災訓練なり研修をやっていくのかということにつきましては少し幅広の視点を持ちながら考えてまいりたいと思います。またお知恵を拝借できますよう、よろしくお願いいたします。

○三島委員

ちょっと今の訓練のことで。

○土岐部会長

はい、どうぞ。

○三島委員

今の太田先生のお話に関連して、福島事故のときに、いろいろ事故以前からあちらの地域で訓練を実施されていて、どうもその訓練を通じて間違ったメッセージを与えてしまったという話を聞いたことがあるんです。つまり、訓練になれてしまって、原子力災害のときの避難というのはこういうものかという、割と簡単に考えがちになってしまいます。これは自治体のほうもそうですし、避難される住民の方も誤ったイメージを持ってしまったという反省があって、太田先生も言われましたけども、訓練の実効性ですね。実効性を持たせようとする、例えば悪天候とか、そういうこともあると思うんですけども、ただ、そういう悪い条件で訓練する場合は、お年寄りとか子供さんとかがおられますので、危険を伴う場合がありますので、もしやられるとしたらどういうふうにするかというのは十分に慎重に計画する必要があると思います。いずれにしても、訓練を通じて誤ったイメージを与えないような、そういう訓練をしていただければありがたいと思います。

○土岐部会長

そうですね。災害に関わるメッセージというのは難しいんですよ。私の持論なんですけど、下手する

と安心情報のようになってしまいます。多くの場合、特に地震が起こる確率なんて、確率で地震の起こりやすさを言うことは、私は絶対反対なんです。大きな委員会の中で議論してもそれが取り上げられないんですよ。確率で言ったら、例えば「30年の確率が3%」なんて言ったら「ああ、これは安心だ」と思ってしまうんですよ。大体のこの辺の内陸の活断層というのは皆それなんです。30年で数%ですよ。「そんな程度なら、まあいい」となります。安心情報を届けることになってしまいます。確率というか、起こりやすさから言えば、原子力災害はもっと低いですよ。だから、ほとんどの人が「まあ、あれはいいんだ」と、楽観の最たるものが放射線災害だと私は思っているんですよ。それをいかにして食い止めるためには「じゃ、具体的にどうすればいいの」となったら、私自身もなかなか答えが出てこないです。だから、今の三島先生の御意見はもっともなことなんです。が、「じゃ、どうするんだ」となったら、なかなか答えを見つけるのは大変難しいと思います。しかし、だからといって止めてしまっただけなので、ぜひ、行政は責任を負っているはずですから、難しくてもやっていただかなければいけないというのが私の持論です。

こここのところにつきまして、よろしいでしょうか。

3 議題

(1) 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等について

- ・京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正
- ・原子力災害避難計画の修正
- ・原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領(案)の策定

○土岐部会長

では、今度は議題のほうに入っていくことにいたします。4項目あるんですね。3つでしょうか。説明をお願いいたします。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

それでは、本日は皆様方にご協議をいただきます議題でございます。「京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等について」ということで説明をさせていただきます。

今、土岐部会長からもございましたが、次第のほうに書いてございますように、今回修正等をご提案をさせていただきますものは3点ございます。まず1つが、地域防災計画 原子力災害対策編の修正でございます。それから、2つ目が原子力災害避難計画の修正でございます。それから、3つ目が原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領で、こちらのほうは新たに規程を策定しようとするものでございます。この3つの修正等の中身は、いずれにいたしましても、原子力災害により住民の避難等が実施をされた際の汚染検査、それから除染、さらには安定ヨウ素剤の予防服用につきまして、これを実施をいたします市の体制を整備し、明確化しようということに伴うものでございます。

以下、まずは検討の経過及び修正の内容につきましてご説明を申し上げます。

右肩、資料2と書いてございます。「『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』の修正等について」をごらんいただきますよう、お願いいたします。

まず1番、地域防災計画及び細部計画等の見直し作業についてでございます。

現在、本市の地域防災計画では、先ほど申し上げました汚染検査、除染、それから安定ヨウ素剤の予防服用に関しまして、保健福祉局と消防局が中心となって実施をする体制を定めてございます。今回はこれを地域住民に最も身近な行政窓口でございます区役所やその関係組織が中心となる体制を基

本といたしまして、これを地域医療を所管をする保健福祉局、また夜間休日においても機動性を有する消防局が支援をするという考え方のもとに整備を図ることといたしました。

そのため、資料2の1番目、(1)にございますが、「原子力災害時の避難等の防護活動及び被ばく医療活動に関する検討会議」ということで、関係の局、それから区役所の職員、とりわけ医師や薬剤師、放射線技師など医療の知識を有する職員も参画をいたしまして構成をする検討会議を設置をして、協議・調整を進めてまいったところでございます。

この検討会議で議論をいたしました結果の概要を「(2) 主な検討結果」に示させていただきます。

まず初めに、避難住民の汚染検査と除染に関する検討結果についてでございます。

ア 汚染検査・除染に係る防護資機材の保管場所といたしまして、平成25年度末に京都市では測定機器などを整備をしたわけですが、現在は当方防災危機管理室が一括をしてこれを保管してございます。ただ、万一、原子力災害が発生した場合、UPZ内の住民の皆さんが避難を行うということになりますと、UPZ圏外直近の施設で汚染検査や除染を実施をするということになってまいります。

そのため、汚染検査に使用いたしますGM計数管式サーベイメータはUPZの地域を所管をいたします左京、右京の区役所、それからその出張所に新たに配備をするということといたしました。

また、汚染検査、除染を実施する場所につきましては十分放射線量が低い場所であるということを確認する必要がありますので、空間放射線量率の測定に用いますNaIシンチレーションサーベイメータ、それから電離箱式のサーベイメータは左京区、右京区及び関係出張所に配備をするということにいたしております。

さらに、汚染検査や除染の業務に従事をいたします職員の線量管理を行ない、安全を確保するための線量計や防護服などにつきましても左京、右京の両区役所及びその関係出張所に新たに配備することといたしました。

続きまして、2ページをごらんください。

イで、汚染検査・除染の役割と実施方法についてでございます。

まず役割につきましては、UPZ内住民の避難が必要となった際に、地域に最も身近な区役所に設置をされる区の災害対策本部、区本部と申しますが、こちらが中心となって汚染検査や除染を行う場所を設置をいたします。そこで区役所やその関係の出張所の職員が汚染検査や除染に当たるということといたします。

なお、その際、夜間あるいは休日に災害が起こった場合の初動対応につきましては消防局が協力をするという体制で臨んでまいります。

次に、実施方法でございます。

GM計数管式のサーベイメータを用いまして避難住民やその持ち物の汚染検査を行います。ここで万一指針で定める基準を超えた場合には除染を行うことといたしております。

ただ、簡易除染の方法、それから消防局が所有をしております除染設備をどのように活用するのかというその具体的な手順や方法につきましては、現時点でまだ国の考えが明確に示されていないということもございますので、引き続き関係の局と検討してまいりたいと考えてございます。

さらに、車両の除染でありますとか除染によって生ずる汚染水の処理につきましても、国の動向をしつかりと見極めながら今後も引き続き検討していく課題というふうに認識をいたしております。

次に、ウ 安定ヨウ素剤の保管及び責任者でございます。

もうご承知のとおり、安定ヨウ素剤は医薬品でございますので、本市における地域医療を所管をいたしまして、京都市保健所と位置づけております保健福祉局の生活衛生課長を統括管理者といたしまして、安定ヨウ素剤の調達や更新、それから各現場の管理責任者への報告の徴収、京都府への報告など、統括的な管理を行っていくという体制にしていと考えております。

それから、安定ヨウ素剤が具体的に配備をされております区役所、これは保健センターということになりますが、あるいはその出張所につきましては、それぞれ管理責任者を置きまして、受払いの管理や使用期限の確認等の現場レベルの薬剤管理を行ってまいります。

次に、エ 安定ヨウ素剤の配備でございます。

本市では、3つのUPZの地域住民330人分になるんですが、それに加えて、放射性物質の影響がUPZ外に及ぶ場合に備えて、大飯原発からおおむね半径50km圏内、こちらのほうに居住をされている約1万5,000人の方々を対象とした安定ヨウ素剤を購入をいたしております。

安定ヨウ素剤は、現在、防災危機管理室で一括して管理をしておりますが、今後、区本部を中心とする役割と体制を明確化するのに伴いまして、2ページの下から3ページにかけての表にございますように、関係の区役所及び出張所に配備をするということといたしております。

まず丸剤の保管でございますが、2ページの下の方をござらんください。丸剤につきましては、左京、右京、北区の区役所及びその関係の出張所で50km圏内の人数に応じた数量をそれぞれ保管するということといたしております。なお、防災危機管理室でも引き続き予備の分を保管することといたしております。

次に、3ページの上の方でございます。粉末剤につきましては、薬剤師による調製を必要といたしますことから、薬剤師が在籍をしております左京、右京、北区の各保健センターに保管をすることといたします。

次に、オ 安定ヨウ素剤の配布・服用方法でございます。

国の指示があつて、緊急時に安定ヨウ素剤を配布、それから服用していただくということになりますので、PAZ、原発から5km圏内ですね。そちらのように事前に配布をするということではございません。このため、安定ヨウ素剤の服用が不適切である方、あるいは慎重に投与すべき方を事前に把握をしておくということが若干難しいところがございます。

このため、本市では、安定ヨウ素剤の配布・服用に医師の関与が得られるよう引き続き京都府と連携を図って取り組んでまいりますとともに、あらかじめチェックシートを作成をいたしまして、こちらのほうを活用することによって服用不適切者等を現場においてしっかりと確認ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、事態の状況や進展によりまして医師の到着を現場で待ってから服用するということが適切でない、つまり時間的な制約によって医師が関与できない場合につきましては、原子力災害対策指針にも書かれておりますように、薬剤師による服用説明、それから服用注意等に関するチラシの配布等を行いますとともに、服用していただいてからおおよそ30分程度ご家族や本市の職員が服用された方の体調の変化を観察をするというような代替措置を講じることとして臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、先ほどUPZ外も含みまして1万5,000人分の安定ヨウ素剤を購入をしていると申し上げましたけれども、UPZ外の住民等に対する安定ヨウ素剤の配布・予防服用につきましては、この3ページ中ほどに※印を打ってございますが、その中をござらんいただきたいと存じます。

放射性プルームの影響を考慮したPPAの導入やプルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨ

ウ素剤の投与判断基準の整備，それから屋内退避等の防護措置との併用の在り方につきましては，国の原子力災害対策指針で今後の検討課題というふうにされております。本年8月20日に開催をされました原子力規制委員会で，原子力災害事前対策等に関する検討チームの再開が決定をされまして，10月以降，順次検討が進められるということになってございます。

ですので，UPZ外の住民の方々に対する安定ヨウ素剤の配布等につきましては，再開されました国の検討チームの状況を本市として見極めつつ，引き続き具体的には検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に，カ，安定ヨウ素剤の副作用対応でございます

医師が配布や服用場所に立ち会っておられる場合については，副作用があらわれた患者さんにその場で医療措置を講じるということになってまいります。ただ，時間的制約等により，先ほど申し上げましたように，予防服用に医師が立ち会うことができない場合については薬剤師による服用説明等の代替措置をするわけですが，服用していただいた後おおむね30分程度そのご様子をご家族ないし職員が観察をすることによりまして，場合によっては医療機関への搬送などの措置を講じるということで手当てをしてまいりたいというふうに考えてございます。

次に，キ 平時からの医師会及び医療機関等との協力体制の整備でございます。

こちらも副作用対応の面があるわけですが，副作用が生じられた方，あるいは体調不良を生じられた方に対しまして現場で医師による十分な措置が講じられない場合につきましては，速やかに医療機関へ搬送することが必要になってまいります。そうした体制が日ごろからとれるように，医師会とか，それから関係医療機関の皆様とそういった関係づくりについて保健福祉局と連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に，3 ページの一番下，ク，防災業務関係者の安全確保でございます。

これにつきましても，防護服や線量計などの防護資機材を関係の区役所等に配備をいたします。具体的な配備場所は，先ほどごらんをいただきました資料2の1ページの汚染検査・除染に係る防護資機材の保管場所と同様でございます。

次に，4 ページをごらんください。大きな2番，検討結果を受けての地域防災計画の修正等でございます。

ただいま資料2でもって今回修正をしようとしておりますスクリーニング，それから除染，安定ヨウ素剤の体制づくりにつきまして検討会議での検討状況をご説明を申し上げましたが，以降，別添2及び別添4の資料につきましては，その検討結果を京都市地域防災計画 原子力災害対策編等に反映させるための所要の規定の整備でございます。

別添2，それから別添3といたしまして，2つの計画の新旧対照表を添付をさせていただいております。それから，安定ヨウ素剤の予防服用につきましては，計画を修正いたしますのとあわせまして，別添4ということで新たに原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領を策定することといたしております。

これから別添2，3，4の説明をさせていただきますけれども，内容といたしましては先ほどの資料2の説明と重複をしておりますので，若干概括的にさせていただくことといたします。

まず，別添2，京都市地域防災計画 原子力災害対策編の新旧対照表をごらんください。

こちらは，1枚目の第2章の原子力災害事前対策。それから，2枚目の第3章の緊急事態応急対策の関係の修正でございますが，いずれも避難住民の汚染検査，それから安定ヨウ素剤の予防服用等の実施主体に関係区役所，区本部ですね。こちらを追加するための修正でございます。

次に、別添3，原子力災害避難計画の新旧対照表をごらんください。

こちらの1ページから5ページまでの修正につきましては、原子力災害対策指針，あるいは本市の地域防災計画との整合を図るために用語の整理等を行ったものでございます。

この中で5ページをごらんください。5ページの最下段のところで屋内退避のことを記載をしていますが、こちらのほうも原子力災害対策指針の規定に基づきまして、屋内退避をする際の建物としてコンクリートの建物を推奨するというような書きぶりに改めたということでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、6ページをごらんください。上から3行目のところで空調設備に関する規定を修正をいたしております。外気を取り入れるような換気扇などは停止をするというふうに修正をいたしました。こちらは以前から石川委員にご指摘をいただいておりますが、昨今の空調設備については必ずしも外気を取り入れずに、室内の空気を循環させるタイプのものもございしますので、熱中症等の懸念もございしますから、一概に全ての空調設備を停止をするという表現を改めて、外気を取り入れものについては停止をするという表記に改めたということでございます。

それから、6ページの下の方に朱書きで修正しておりますが、これはスクリーニング及び除染の実施主体として区役所，区本部を位置づけたということでございます。

めくっていただきまして、7ページの修正につきましては、安定ヨウ素剤の予防服用に関しまして新たに実施要領を作成することに伴う所要の修正でございます。

引き続きまして、別添4の「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領(案)」をごらんください。

こちらの基本的な内容については、緑色のフラットファイル、参考資料としてお渡しをしております中の参考資料3ですね。原子力規制庁が策定をいたしました「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」という文書、その内容を踏まえて策定をさせていただいております。

別添4の第2，基本事項の1番目。服用対象者，服用量につきましては、これはまず避難指示を受けられた際の住民の皆さん，それから防災業務従事者を服用の対象者といたしております。ただし、服用が不適切な方，あるいは自らのご意思で服用されないという方は対象から除くということといたします。

その下，服用の回数，それから服用の量につきましては先ほどの参考資料3の原子力規制庁の文書のとおりといたしております。

次に、2番目，安定ヨウ素剤の保管方法等についてでございます。

これは、先ほど資料2の説明で申し上げましたが、(1)統括管理者及び管理責任者ということで、統括管理者を保健福祉局の生活衛生課長とし、現場の管理責任者については実際に安定ヨウ素剤を保管・配布をいたします保健センターの衛生課長，出張所長，それから防災危機管理室の原子力災害対策課長というふうにいたしております。

次に、2ページをごらんください。

(2)保管方法につきましては、これも参考資料3に添付をしております原子力規制庁の文書，それから薬事法の規定に基づきまして注意事項を保管方法ということで記載をいたしております。

次に、(3)保管場所及び保管数量でございます。まず保管場所につきましては、関係の区役所，それから出張所のほうで保管をすることといたしまして、その数量は先ほど申し上げております大飯原発から50km圏域の居住者数に応じて算定をしております。

次に、2ページの最下段でございます。3番の留意事項として書かせていただいておりますが、(1)につきましては、これも参考資料3の中の原子力規制庁の文書の趣旨を踏まえまして、安定ヨ

ウ素剤は全ての核種に防護効果があるものではなく、避難や屋内退避などの防護対策とともに実施をする必要があるということを記載をいたしております。

次に、3 ページをごらんください。第3、安定ヨウ素剤の配布及び服用についてでございます。

1 番目の保管場所からの搬送につきましては、それぞれの保管場所である区役所ないし出張所から職員が配布場所となる避難時集合場所まで搬送するということといたしております。なお、その際、緊急輸送が必要になった場合は消防局の支援を要請するという体制で臨んでまいります。

次に、2 番の配布及び服用につきましては、医師の関与のもとに避難時集合場所で配布をするということといたしておりますが、時間的制約等で医師の関与ができない場合には保健センターに所属をいたします薬剤師等が服用の説明などの代替措置を講じてお配りをさせていただくということといたしております。

(3) 配布の優先順位につきましては、新生児、乳幼児及び妊婦への優先的な配布が行えるように体制を整えるというふうにいたしました。これは、検討会議の中で医師である委員から出された意見を踏まえたものでございます。

(4) 受領書の徴収につきましては、これは重複配布、あるいは過剰服用を防ぐという観点から、P A Z、5 km 圏内の場合には事前配布ということが義務づけられているんですけども、それに準じまして、事前配布の際と同様に受領書をいただくということにいたしております。

3 ページの下から4 ページにかけて注意喚起ということでございますが、こちらは安定ヨウ素剤をお配りをいたします際に安定ヨウ素剤の服用方法、それから副作用等について記載をしたチラシをあらかじめ市のほうで作りまして、避難者の方々にお渡しをして注意喚起をしていこうというものでございます。

最後に、3 番目、副作用対応ということでございます。配布・服用場所に相談窓口を設置をするということとあわせて、万一、副作用が生じたときに医療措置が円滑に行えますように、先ほども申し上げましたが、医療機関への受入れの要請等、日常的な連携体制の構築も含めまして取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○土岐部会長

はい、ありがとうございました。ただいま3つの資料に基づいてのご説明がございました。別添2、3、4でしたね。どれからというわけにもいきませんので、どこからでも結構かと思えます。どうぞご発言ください。

○土岐部会長

大野委員、どうぞ。

○大野委員

質問なんですけど、U P Z 外の安定ヨウ素剤を大量に買われたのは、同じ区民にはみんなというふうな、そういう考えなんですか。実際の対象者が330人のところ、1万5,000人分余分に買うという理由を教えてくださいんですけども。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

放射性物質の影響が必ずしもU P Z の中だけにとどまらないというおそれについては原子力災害対策指針にも書かれてございます。ただ、指針では、その範囲、それから具体的な防護措置については今後の検討課題というふうにされておりますので、本市が安定ヨウ素剤を購入・備蓄をするに当たり

まして、そうした状況を考慮いたしまして、UPZの外側についても備えておく必要があるだろうということで購入をすることといたしました。

その際、放射性プルームのUPZ外への影響の範囲についての考え方については、規制委員会の前身である原子力安全委員会が原子力災害時の防護措置の見直しのような検討作業を福島事故後になされて、その中間取りまとめが示されており、その中で、これは参考値という位置づけですけども、PPAについておおむね50kmという数値を出されておりましたので、それを参考にいたしまして、大飯原発から50kmでラインを引いたということでございます。

○大野委員

はい、わかりました。

京都市として本当にそこまでの範囲の安定ヨウ素剤を備蓄していくのかどうかというのは、お金もかかることであり、一度広めますとなかなか縮小というのは難しいと思いますので、慎重にお考えになったほうがいいのではないかと思います。ただ、それはそういうふうにお決めになっている根拠としてそういうものを使っていくということになればお続けいただかなくてはいけないことになってしまうのかなという気はしますけれども、承知しました。

それから、新生児についてですけれども、新生児向けには液体様の安定ヨウ素剤があるんですけれども、それは日本でまだ承認されていません。ほかの国では承認されており、商品として販売されており、シロップですけれども、それが多分日本でも使えるような状況になってくると思います。これも、そう高いものではありませんが、今現実問題として稼働してないわけですから起こり得るはずがないので、ぎりぎりまで待たれてもいいのではないかというふうに思っております。早ければ半年以内ぐらいに多分販売開始になるというふうに聞いておりますので、それをお待ちになってもいいのではないかというふうに思いました。

それから、医師がいなくてはいけないというような配布の仕方になるということで検討会議でお決めになったということなんですけれども、そのチェックシート、様式3を見てみますと、結構細かいんですね。おそらく「先天性筋強直症と言われたことがありますか」とかと聞いたら何のことだか分からないというような人も多くいると思いますので、これこそ事前に、300程度の世帯であれば、できれば保健師さんとかを通して事前にこういうチェックシートの記入の練習みたいなこともしておくなり、もしくは、個人情報ということで御本人の承諾が得られれば、少ない世帯なわけですから、事前に調査をするということは難しいのでしょうか。

そういうところで、アレルギーの人とか、丸剤の形状では飲み込むのが難しいようなお年寄りとかには液体にするとゼリー状にするとか、何かそういうような配慮が要ると思います。今、寝たきりの方に上手く飲ませるためにゼリー様のものとかも販売されておりますので、そういったものがどのくらい必要なかというようなことを事前に看護師や保健師、薬剤師が調査しておくというのはいいことではないかなというふうに思います。

あと3つ目は、こういうものの服用に関するガイドラインは私も全部見てないんですけれども、医師会も服用のガイドラインというものを出しておられますが、医師会のガイドラインは極めて厳しいんですよ。日本医師会のガイドラインでは、原末の安定ヨウ素剤が劇薬であり、副作用が起こることなどに重きを置いています。実際に協力していただくことになる先生方は京都市の医師会の方になるかと思いますので、そこを了解をいただくというか、医師会との事前の打ち合わせを行っておかれたほうがいいのではないかというふうに思いました。

○土岐部会長

はい、ありがとうございました。何か事務局のほうから答えていただくことがあればどうぞ。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

ありがとうございます。今の医師会の件につきましても、それからチェックシートのこともそうですけれども、私もこのチェックシートを国から示されております文書を参考としているわけですが、正直なかなか難しく、例えばこれを現場で自分が説明するということになれば何を意味しているのかということも含めてよくわからないところもございますので、委員おっしゃいますように、訓練等の機会を通じて、こういうものについて知っていただいて、ご自身がどういうところに該当しているのかということをおあらかじめ調べていただくというのが非常に重要なことだと思いますので、大変参考になる意見としてちょっと検討させていただきたいと思います。

○土岐部会長

はい、ありがとうございました。じゃ、ほかの方どなたか。はい、どうぞ。

○三島委員

私も、PAZは事前配布ということで、もう事前に配布する前に医者の方が面接か何かされてそういう副作用とかを確認されるということは可能だと思うんですけども、UPZの場合は必要に迫られて配布するということになってますよね。そうした場合、必要に迫られたということは、ある程度時間を考えないといけないと思いますので、そうした場合に、330人分ぐらいだったら何とかかなりそうかなと思うんですけど、1万5,000人になりますと、そういう副作用云々とか、その辺を確認するだけでも随分時間がかかって混乱するんじゃないかなと思いますので、誰がどういうふうにするのか、対象の人数がどれぐらいならどれぐらいの時間がかかるかということ具体的にはチェックをされたほうがいいんじゃないかなという気がします。

○土岐部会長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

○石川委員

安定ヨウ素剤は配るんですか、それとも取りに来てもらうんですか。実際に服用してもらうときの人の動きなんですけれども、住民にどこそこに取りに来てくださいと言うのか、あるいは誰かがルートを決めといて配って回るか、どちらにされるんですか。そこら辺が、ちょっと動きが見えなかったんですけど。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

今、本市で想定をしておりますのは、避難経路上にその配布場所を設けて、そこでお配りをするということとしております。具体的に申しますと、現在のところ避難時集合場所としておりまして、先日、訓練をさせていただいた場所がございますけども、ああいったところでお配りをするを予定してございます。

○石川委員

今いろんな想定がありますが、例えば屋内退避をしているときに服用するというようなことはないわけで、退避のときにお渡しするという想定でしょうか。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

現在想定をしておりますのは、避難という段階になったときにその経路上で配布するということです。

○石川委員

はい、わかりました。

○土岐部会長

ほかの委員の方。はい、どうぞ。

○藤川委員

資料2の1ページなんですけれども、機材などについてちょっとご質問があるんですが、もし本当に汚染検査や除染をやる場合、例えば養生シートなどが大量に必要なようになってくるんですが。私も現場に行ったものですから。あと、防護服も取り替えるものですから相当の廃棄物が発生します。あらかじめそういう廃棄物が発生することも予測して、廃棄物の引き取りまで考えないと、多分現場が混乱するのかなと。

あともう一つは、シャワーとかトイレとか手洗い場所みたいなものが必要になるんですが、それが一般の下水道に流れるとまた問題になることもあるので、そういう場合、独立して、下水道に流していないようなところを借りるとか、そういう手配も必要になるということ、もし、そういうところが存在しない場合、簡易トイレとか、貯留槽を別に設けているシャワーや手洗い設備が要るようになるということだけを申し上げておきたかったんです。

あと、ご参考までに安定ヨウ素剤の配布のときの説明の所要時間なんですが、ほかの県でやっておられる防災訓練で、実際に配布のシミュレーションというか、訓練もされたんです。そこで、下手すると一人30分ぐらいかかってしまうことがあるということです。特に、相手がお子さんを抱える親御さんは不安ですから、そういうことも考えてご対策をお願いしたいと思います。

○土岐部会長

はい、ありがとうございました。多分こうしたほうがいいよというサジェスションだと思いますので、事務局も承りますということでしょうね。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

はい。

○土岐部会長

はい、どうぞ。

○古賀委員

今、ヨウ素剤の配備の件で、UPZ外の安定ヨウ素の配布ということがあったんですが、これは一回きりでなくて、使用期限というものがあるので、何年かに一回に買い替えるというか、廃棄処分しないといけないということがありますので、そういうことも少し考慮をされたほうがいいのではないかなというふうに思います。

○土岐部会長

はい、どうぞ。

○大野委員

50kmのことを明確に思い出したんですけれども、もともと私も最初に伺ったとき、石川県の羽咋のほうの原発とかに伺ったんですけれども、石川県での真冬の訓練に行ったときに物すごい強風なんですね。吹き方がすごいというのは嵐のようになるということをご承知だと思うんですけど、たまたまそういうような時だったという経験もあって、そういう意味でいうと、京都府の場合にも50kmに届くかなということも考えられますが、もし逆にきちっとしたシミュレーションのようなものを行うことが、専門委員がこれだけたくさんいらっしゃるんで、可能であったとしたら、それを根拠として示していただいて、50kmから縮小するということも可能ではないかと思うんですけれども。石川先生のご専門ですが。

○石川委員

まあ、1年間分ぐらい拡散モデルを流し続けてどうなるかというようなことはやってみてもいいですけどね。今は気象データなども使用できますし、計算機もありますから、実施についてはちょっと考えさせてください。

○土岐部会長

どうぞ。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

すいません。先ほど、その1万5,000人分の話のところで、中間取りまとめの50kmというところで一応ラインを引いてということをお願いしました。それはその通りなんです。ただ、これは、まだ国から明確なPPAの範囲が示されていない中での、まさに念には念を入れての対応でございます。現状を申しますと、先ほども申し上げましたけれども、8月20日の規制委員会で検討チームが再開をされて、そちらで、いわゆるPPAの導入も含めましてプルームの影響を考慮した範囲でありますとか、そこにおける効果的な防護対策のあり方が出てくるということで予定をされておりますので、当面京都市としてはその国の考え方が明確にされるのを待ちまして、その考え方をもってUPZ外の対策については改めて見直しをするということで臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

○石川委員

それで僕はいいと思います。国のやり方は多分最大限どこでも共通、問題ないようにというものをつくってくるでしょうから、それに照らし合わせてみて、何かもしそれで具合が悪そうなところがあったら見直してみるという程度の対応でよろしいかと思います。

○土岐部会長

実は、私自身が今の話題に関心がありましてね。放射能だけの話じゃないんですが。これは、今、京都市が原子力災害、放射能災害が起こったということを考えているわけですが、その前提は多分多くの場合は地震だと思うんですよね。地震以外の外因でもって放射能災害が起こるとは思えない。となると、地震が起こったときということを念頭に置いておかないと、例えばお医者さんが配布場所に行かなくてはだめだとか、安定ヨウ素剤を運びますとか、簡単に書いていますが、道路が通れない場合があるんですよ。だから、5km圏内には前もって渡しとくが、その外は渡さないと言うんですが、それだったら、どっちみちこれは京都市の北のほうなんだから、5kmという数字にとらわれないで、事前に渡しといてもいいと思うんですよ。もちろんお医者さんなんかめったに渡したくないというのがあるんでしょうが、それは一般論であって、この京都市の放射能災害のような話になると、これは地域性が極めて高いんですよ。一般論では当てはまらないんですよ。先ほど大野委員の話にもありましたが、避難時集合場所のすぐ後ろは崖であったとか。そういうところは道路があっても通れなくなることもあります。

だから、そういうふうに前もって考えておかないと、何かが起こったときに例の「想定外でした」ということになるんですよ。行政において災害の問題を扱っている人は「想定外でした」と言うてはいけないんですよ。非常に恥ずかしいんですよ。だったら、「あなたたちの考えはそんな浅かったんですか」と私は言います。現に東日本の地震のときにも学者で「想定外でした」と言った人には、それはあなたたちの考えてた地震を超えて起こっただけの話であって、そのときに、特に地震学の専門家でなくても防災の問題を扱っている人には、思っていなかったことが起こったとしても、そのときに何らかの知恵でもって、それを災害に結びつけないような手だてを考えておかなければいけない

ですよ。

要するに、何がしかの災害のレベル、これは原子力であっても地震の強さでも同じことなんですが、あるレベルを想定します。そしたらそれを超えたとか超えないとか言うんですが、想定レベルをどんどん高くすれば超えるわけがないんですよ。しかし、それは非常に非現実的な話になってくるので、どこかで線を引かなくてはいけない。それはしょうがないです。それを超えたときにどうするかというのは、そのレベルが高くなったときに必要な対策を講じるには経費も必要になってきます。それが超えたときにはそういうハードな話、お金の話というようなことではなくて、知恵でもってどうするんだということを考えておかなければいけないというのが私の持論なんですよ。今、皆さんの御意見を伺ってても、結局「ああ、同じことだな」と。私は放射能とか原子力の専門家ではありませんが、災害という観点ではやっぱり同じだなと思っています。

国がいろいろなことを定めていくと言うんですが、自治体は国が定めたことに則って実施していますのでそれでいいんですということは、絶対許されないことです。それは逃げ口上でしかない。私に言わせれば、京都市の放射能災害が起こったときに、京都は北から南に長いわけですよ。おまけにその災害の原因は北のほうに近いところにあるわけですから、そういう地勢状の問題を抜きにして対策をするなんていうことはあり得ないんですよ。これは私の長年にわたる災害との取組から得た知識というか、知見ということですので、ぜひそのところはお忘れなきように願いたいと思っております。ほかの委員がおっしゃったことと多分同じことを少し言葉を変えて言ったことだと思います。

○大野委員

ちょっと感想なんですけど、本当にあれだけ山間部がのどかな地域だとは存じませんでした。今年の原子力防災訓練の実施地域はどちらの地域も移動が難しいということで滋賀から行ったんです。2箇所とも交通の便も悪かったので、物すごくマウンテンバイクの練習場になっているような坂を上がっていった先に、おじいちゃん、おばあちゃんだけでなく、若者も結構住まわっていて、数は少ないんですけど、幼稚園児などの子供もいました。そういう特殊性を配慮するとすると、5km圏内は、今部会長がおっしゃったように、もう医師が来ないだろうということで、規制庁の解説書にもあるように、配布体制の構築に時間を要するなど迅速な配布が困難な地域には、事前配布することも可能であるわけですから、それに準じなければいけないぐらいの、僻地という言葉がいいのかどうかわかりませんが、山間地が実は京都市にはあるということで医師会とかに協力依頼されれば多分誰も反対はしないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○土岐部会長

そうですね。ぜひそういうときに変な論議を立てる人がいれば「万が一起こったときにあなたは責任をとれるんですか」と言えばいいんですよ。

今でも久多は滋賀県のほうから回っていかなくちゃいけないんですか。

○事務局（行財政局 防災危機管理室長 吉田）

いえ、一応道はあるんですけども、ただ、滋賀県を経由した方が早いと思います。

○大野委員

回っていったほうが早いです。

○土岐部会長

昔ですけど、郵便の配達も京都の北のほうは滋賀から回っていくと言っていましたけども、今はそんなことないんですか。新しい道があるんですか、久多は。

○大野委員

昔と同じです。

○土岐部会長

そうですか。隣の府県から行かなくちゃいけないというのは同じですか。もっとも府県境界なんていうのは人間が引いたものですから、実際の自然には関係ない話ですから、それは当然のことでしょうけど。

○石川委員

よろしいですか。

○土岐部会長

はい、どうぞ。

○石川委員

地域性についてですけど、ちょっと心配なのは、交通規制と言うんですかね。もし何か起こったときに京都市の判断だけで物事は進まないで、福井のほうからどんどん逃げてくる人がいると、あの狭い道に來たら身動きがとれなくなる。そこら辺の調整というのは多分府レベルか、あるいは近畿圏レベルで行うことだと思いますけど、その辺の情報を入手して、物の移送とか人の輸送方法を道路だけではなくて、例えばヘリを使うとか、そういうようなことも含めて考えていただければいいのではないかと思いました。

○土岐部会長

そうですね。多分、そういうことになると、京都だけではなくて、福井とか、そういうところの自治体で集まって、お互いに万一、原子力災害が起こったときにはどう助け合うのかを考えておかなければいけないと思います。

全くそれと反対で、都会である京都や大阪で地震が起こったときには、これはまた大変なことが起こりそうなんです。ですから、それぞれの行政区画だけで考えてはだめだと思います。道路にしても、高速道路、国道、府県道など、個々のことだけしか見ないんですよ。だから私はそれではだめだと言って、強力的に集めて、一旦事あるときにはどうすべきか、そして誰がその指令をするのか、そういうところまで議論すべきだと、そういう場を設けて議論が進んでいます。だから、今の話とは全く逆ですよ。大都会で渋滞する話です。

今度は、もう崖崩ればっかりで、どこへ行ったらいいのか分からないというときに、今の話じゃないけど、よその府県を通過していったほうが早いということだってあり得ます。実際、今の京都でもあるわけで、それをやっぱり考えておくべきなんでしょうね。多分、そんなことを私が言ったって、あるいはこの委員の方々が言ったって、皆さんすぐには立ち上がらないと思います。そんなことを急に言われたって急にできないと思われると思います。しかし、すぐ先にも起きるかもしれませんよ。そしたら「想定外でした」と言わざるを得ない。そうすると、「何をやっているんだ」ということになります。

だから、特に、あえて申しますが、危機管理監、防災危機管理室長、お二人いますが、危機管理というのは、いまだかつて経験せざる事態が起こったときにどう対処するかというのが危機管理なんです。そうでないと、過去に起こったことは単なる災害なんです。防災対策、危機管理と言うからには、いまだかつて経験がなく、それをどうするかというのが本来のお仕事のはずなんです。だから、私が申し上げていること、あるいはほかの委員がおっしゃっていることは聞き流していただいていると私は思っています。大変無礼なことを言っていることは心得ていますが、強くそう思っております。

他にいかがでしょうか。どうぞ遠慮なく。はい、どうぞ。

○藤川委員

私，訓練のときに参加できておりませんのでお伺いしたいんですが，そのUPZとして32.5kmで入っている地域は自然災害もあり得るというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

はい。

○藤川委員

それで，そちらの計画は別途考えておられるわけですね。

○事務局（行財政局 防災危機管理室長 吉田）

はい。もともと我々は，地震災害，それと風水害ですね。そういう災害対策につきましては地域防災計画の地震災害対策編，あるいは一般災害対策編というところでしっかりと対策を講じているところでございます。

○藤川委員

ありがとうございます。起こってほしくないことですが，たまたまそういうものが重なった場合に，例えばこちらの放射能対策が進まないとか，そういう齟齬が起こらないかという点をちょっと懸念しました。検討していただいていると思うんですけども，また教えていただきたいと思います。

○土岐部会長

実は，京都市の災害の問題，地震だとか洪水まで含めて全部私は部会長を務めております。原子力災害の部会長まで務めるとは思っておりませんでしたが，そういう災害が起こるのはもともとは自然災害が原因となっているんだろうからということで引き受けている次第です。こういう災害の起こる大もとは私は重々承知しています。だから，必要とあればいつでも私は解説いたします。私は20年以上やっているんじゃないかな。だから，多分，私はどなたよりも古くから分かっています。ご安心ください。

○藤川委員

はい。

○土岐部会長

ほかにどうでしょうか。特にご発言がなければ，本日のご説明いただいたことについては一応ご了解いただいたということで，次第の議題の3の（1）が終えたことになりますが，これでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

その他というのはなんでしょうか。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

はい。事務局のほうで用意しておりますものは特にございません。

○土岐部会長

そうですか。では，3番の議題というところまでは私が仰せつかった司会を終えたということで，4番の意見交換からはまた事務局でお続けください。

4 意見交換

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

はい。部会長，どうもありがとうございました。

一応これで予定をしておりました議事については終了いたしました。セッかくお集まりをいただいておりますので、何かご意見がございましたら頂戴をしたいと思います。

○土岐部会長

いかがでしょうか。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

よろしいでしょうか。

○藤川委員

ちょっと個人的な興味なんですけど、環境放射線モニタリングで、そのように例えば河川や底質土とかの最終地点は決められたのでしょうか。個人の専門からの興味なんですけど、また教えていただければ。今日でなくて結構でございます。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

わかりました。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

ほか、よろしいでしょうか。

最後の意見交換のところまでいろいろアドバイスを頂戴いたしまして、ありがとうございました。藤川先生にお尋ねをいただきました点はまた確認をさせていただいて、後日お返事をさせていただきたいと思います。

それでは、短い時間ではございましたけれども、当方の報告事項、それからご提案申し上げた中身につきまして大変貴重なアドバイスを多々いただきました。ありがとうございます。ちょっと即座になかなか対応できるものとそうでないものとあろうかと思いますが、事務局のほうでもう一度検討させていただきました上で、11月10日に予定をしております防災会議のほうにまた臨んでまいりたいと思いますので、その際はまたどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に本市の危機管理監でございます高城のほうから御礼を含めましてごあいさつを申し上げます。

4 閉 会 危機管理監あいさつ

○事務局（行財政局 危機管理監 高城）

危機管理監の高城でございます。市会の本会議が長引きまして会議に遅参をいたしましたこととおわびを申し上げますとともに、原子力部会の先生方にはご多忙の中にもかかわりませず当部会にご出席を賜りまして、貴重なご指導、ご助言を賜りましたことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございます。

さて、九州電力の川内原子力発電所の再稼働に向けまして、地元の同意を得るための手続などが進められているような状況でございます。こうした中、原子力の防災に携わる私どもといたしまして、これまでも増しまして万全の対策の必要性を痛感いたしているところでございます。

本日、貴重なご意見、また厳しいご意見も賜りました。土岐部会長様ご指摘のように、とりわけ左京区の北部山間地域の道路事情が悪いということにつきましては、地域住民の方々、また私ども行政にとりましても共通する長年の懸案でございます。一方で、財政事情が厳しい中、なかなかそれに対して有効な解決策を見出せていないということも現実だろうと思っております。

私ども，こうした現実の問題をしっかりと受けとめまして今後とも原子力災害対策の充実に取り組んでまいり所存でございますので，どうぞ先生方のご支援とご協力を引き続きお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますけれども，本日の部会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○事務局（行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策課長 浅野）

以上をもちまして，平成26年度の京都市防災会議専門委員会第1回原子力部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。